

朝鮮学校へ通う子どもの「学ぶ権利」の保障を求める署名

貴職が2016年度から支給を中止している神奈川朝鮮学園に通う子どもたちへの「学費補助金」にかかる保護者による人権救済申し立てについて、神奈川県弁護士会は2018年11月14日付で、「2016年度以降神奈川県が朝鮮学校に通う児童・生徒の保護者に対して『学費補助』の支給を行っていないことは、不合理な差別的取り扱いであるから、そうした人権侵害を直ちに中止するとともに、過去に遡って支給すること」という内容の「警告」を貴職に提出しました。

神奈川県の「学費補助」制度は、「国際政治・情勢に左右されずに外国人学校の子どもたちが教育を受ける権利を安定的に確保する」ことを目的に創設されております。しかし貴職は、「拉致問題」が朝鮮学校の教科書に記述がないことを理由にして「学費補助」支給を中止しました。この貴職の行為は、知事自らが「拉致問題」という政治問題を持ち出して「学費補助」制度の目的を真っ向から否定する行為にほかなりません。

神奈川県弁護士会の「警告」はもとより、この間、政府の高校無償化制度からの朝鮮学校の排除、および神奈川県をはじめ自治体による朝鮮学校への補助金の支給中止や減額の措置について、国連の社会権規約委員会や人種差別撤廃委員会からは何れも「差別」であるとの認識に基づき、日本の審査の度に是正勧告が出されています。さらに国連子どもの権利委員会の勧告（2019年2月7日）においても真摯に受け止め、下記の要請項目について一日も早く解決されるよう、県民の署名を添えて要請いたします。

要 請 項 目

1. 神奈川朝鮮学園に通う子どもたちへの「学費補助」を再開してください。
2. 民族教育を支援し、多民族多文化共生の神奈川県の実現に取り組んでください。

氏 名	住 所

〈署名集約〉 第1次 2019年 1 月 3 0 日

第2次 2020年 2 月 2 9 日

呼びかけ団体：朝鮮学校に通う子どもたちへの「学費補助」再開を求める県民会議
〒220-0053 横浜市西区藤棚町2-197 神奈川県高等学校教職員組合内 ☎045-231-1180

取扱い団体

神奈川県高等学校教職員組合